

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第一条関係） 1
- 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（抄）（第二条関係） 9
- 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（抄）（第三条関係） 11
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第四条関係） 13



る法律（平成十二年法律第八十二号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定とする。

2 (略)

(主務大臣等)

第十一条 (略)

2、3、4 (略)

十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）の規定とする。

2 (略)

(主務大臣等)

第十一条 (略)

2、3、4 (略)

5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは法附則第九条第一項各号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関

5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは附則第二条第一項各号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項か

する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

#### 附 則

（介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定）

第二条 第二条から第十条までの規定は、法附則第九条第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第九条第一項各号」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

ら第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

#### 附 則

（介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定）

第二条 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第二条第一項各号」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定)

第二条の二 法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年  
度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年  
度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

(新設)

(変更登録等の手数料)

第二条の三 法附則第四条第三項において準用する法第三十四条の  
手数料の額は、千二百円とする。

(登録手数料)

第二条の四 法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第  
二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。

(法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定め  
る社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で  
定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法  
、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障  
害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保  
護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全  
性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉  
法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護  
保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等  
の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防  
止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支  
援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する  
支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総  
合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ど  
も手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者

(新設)

(新設)

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社  
会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定め  
る社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医  
師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者  
福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法  
、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の  
確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、  
特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険  
法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進  
に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給に関す  
る法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する  
特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保  
等に関する法律、国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及  
び第十七項から第十九項までの規定に限る。)、公認心理師法、

に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）  
（公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第四条 法附則第十一条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

（認定特定行為業務従事者認定証の返納）

第四条 法附則第四条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附



則第十一条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)

第五条 法附則第十二条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法附則第十一条第二項の規定による認定の事務
- 二 法附則第十一条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第十六条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十七条第一項の登録について準用する。

則第四条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)

第五条 法附則第五条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 法附則第四条第二項の規定による認定の事務
- 二 法附則第四条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</u>、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）</u>、<u>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十一号）</u>、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</u>、<u>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）</u>、<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）</u>、<u>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</u>、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</u>、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</u>、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u></p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）</u>、<u>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十一号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四百十五号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）</u>、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>、<u>公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</u>及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定とする。</p>

、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）、第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定とする。

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定</p> <p>二十 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定</p> <p>二十一・二十二 （略）</p> <p>二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の規定</p> <p>二十四 （略）</p> <p>二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定</p> <p>二十六・二十七 （略）</p>	<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九・二十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十二・二十三 （略）</p>

二十八 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査  
研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律  
第三十二号）の規定

（新設）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第二条 削除</p> <p>第三条 子ども家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>2 子ども家庭局総務課は、第九十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>第四条 社会・援護局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 社会・援護局福祉基盤課は、第一百四十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>第二条及び第三条 削除</p> <p>第四条 子ども家庭局は、第十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども手当に関する事務（附則第六条第二項に規定するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>2 子ども家庭局総務課は、第九十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>（新設）</p>